

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第110号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第3条の表特殊現場作業手当の款中「総務部総務課」を「総務部庁舎管理課」に改め、同款に次の1項を加える。

サービス事業 推進室に勤務 する職員	班長を命じられた職員が現場作 業の指揮監督の業務に従事した とき。	日額	200円
--------------------------	---	----	------

第3条の表変則勤務手当の款中「総務部総務課」を「総務部庁舎管理課」に改める。

第8条の表事業用電気工作物保安監督等手当の款を削り、同表放射線取扱手当の款中「京都市立病院、保健センター又は京都市立京北病院」を「又は保健センター」に改め、「診療エックス線技師」及び「（京都市立病院又は京都市立京北病院に勤務する診療放射線技師にあっては、230円）」を削り、同表保健医療業務手当の款京都市立病院管理課に勤務する職員の項から京都市立病院看護科に勤務する職員の項まで及び京都市立京北病院に勤務する職員の項を削り、同表社会福祉業務手当の款身体障害者リハビリテーションセンター相談課に勤務する職員の項中「生活指導又は訓練」を「日常生活上の支援又は自立訓練」に改め、同款身体障害者リハビリテーションセンター看護科に勤務する職員の項中「看護助手」の右に「（専ら看護の補助業務に従事する職員をいう。）」を加え、同款醍醐和光寮引継事務所に勤務する職員の項を削り、同款若杉学園に勤務する保育士、福祉施設指導員又は心理職員（支援係長を含む。）の項中「の保護、指導、訓練、療育又は相談」を「に対する排せつ若しくは食事の介護又は創作的活動若しくは生産活動の機会の提供」に改め、同表変則勤務手当の款醍醐和光寮引継事務所に勤務する職員の項、京都市立病院に勤務する職員の項及び京都市立京北病院に勤務する職員の項を削り、同表備考2中「（京都市立京北病院にあっては、准看護師及び看護助手を含む。）」を削る。

第14条中「及び第6条から第9条まで」を「、第6条、第7条及び第9条」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（行財政局人事部給与課）